

国際復興開発銀行協定の改正の説明書

外務省



目次

一 概説	一
1 改正の成立経緯	一
2 改正の受諾の意義	一
3 改正の受諾により我が国が負うこととなる義務	一
4 早期国会承認が求められる理由	二
二 改正の内容	二
三 改正の効力発生	二
四 改正の実施のための国内措置	二
(参考)	三



# 一 概説

## 1 改正の成立経緯

(1) 国際復興開発銀行（以下「銀行」という。）は、戦争破壊からの復興並びに開発途上国における生産施設及び生産資源の開発を目的とする国際機関として、国際復興開発銀行協定（以下「協定」という。）に基づき、昭和二十年（千九百四十五年）に設立されたものであり、その加盟国は、令和六年（二千二十四年）二月時点で、百八十九箇国である。銀行は、中所得国及び信用力のあつる低所得国向けの融資、リスク管理サービス及び分析・助言サービス等の技術支援等を通じて持続可能な開発を促進している（二千二十三世銀年度の融資等承諾額は、約三百八十六億ドル）。

(2) 現行の協定に規定されている銀行の融資等の上限は、銀行設立当時（千九百四十五年）に規定されたものであり、銀行が行う融資等（保証、貸付参加及び直接の貸付）の残高を自己資本（応募済資本、準備金及び剰余金）以下に制限している。他方、現行の融資等の上限は、現在では、近年のリスク管理手法と比べて過度に保守的なものであると広く考えられるに至っている。こうした背景を踏まえ、加盟国は、銀行による現在及び将来の支援ニーズへの一層幅広い対応を可能とし、銀行の機能を強化するため、協定に規定されている融資等の上限の撤廃が必要であるとの見解で一致し、令和五年（二千二十三年）七月、協定上の融資等の上限を撤廃することを目的とした協定の改正に関する総務会決議を採択した。なお、この改正は、国際開発金融機関の既存資本を最大限活用するためのG20の取組である「自己資本の十分性に関する枠組みの見直し（CAFレビュー）」の提言を踏まえて実施されるものである。

## 2 改正の受諾の意義

この改正は、銀行の機能を強化することを目的として、協定上の融資等の上限を撤廃することについて定めるものである。我が国がこの改正を受諾し、その早期発効に寄与することは、銀行における我が国の国際協力を増進する見地から有意義であると認められる。

## 3 改正の受諾により我が国が負うこととなる義務

この改正の受諾により、新たな措置をとる義務は生じない。

## 4 早期国会承認が求められる理由

我が国は、地球規模課題への対応を強化し、開発効果の最大化を図るための国際開発金融機関改革の文脈の中で、同改革を積極的に推進しており、この改正の受諾は、銀行の既存資本の更なる活用による融資余力の拡大及びこれを通じた地球規模課題への対応に關する支援強化につながるものであり有意義であると認められる。銀行において第一位の投票権シェアを有する米国に次いで第二位の投票権シェアを有する我が国が、この改正を可能な限り早期に受諾することで、他の加盟国の受諾を促し、その早期発効に貢献することが必要である。

## 二 改正の内容

この改正は、協定第三条第三項に規定されている融資等の上限を撤廃するため、同項を削除するものである（協定第三条第三項の削除）。

## 三 改正の効力発生

この改正は、協定第八条の規定に基づき、総投票権数の八十五パーセントを有する五分の三の加盟国が受諾し、その事実を銀行が全ての加盟国に宛てた公式の通報によって確認した後三箇月で全ての加盟国について効力を生ずることとされている。

## 四 改正の実施のための国内措置

この改正の実施のためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。

(参 考)

- 1 採択 令和五年(二千二十三年) 七月十日
- 2 効力発生 令和六年(二千二十四年) 二月六日現在 未発効
- 3 受諾国 令和六年(二千二十四年) 二月六日現在 三十箇国

